

楽天 Edy(エディ)決済サービス利用規約

本規約は、株式会社ゼウス(以下、「ゼウス」といいます)が、インターネットにおける電子商取引を行う個人または法人その他の団体に対してその運営する電子商取引の支払手段として楽天 Edy 株式会社(以下、「楽天 Edy 社」といいます)が運営する電子マネー「楽天 Edy(エディ)」を利用して決済できるサービス(以下、「本サービス」といいます)を提供するにあたり、加盟店とゼウスの権利義務関係を定めるものです。

第1条(定義)

本規約における次の用語の意味は、以下の通りとします。

(1) 楽天 Edy

楽天 Edy 社の仕様により、貨幣価値を電子的方法で電子的情報に置き換え、円を単位として、楽天 Edy 社の認定する非接触ICカードまたは非接触ICチップを搭載した携帯電話等の媒体物(以下、「楽天 Edy カード等」といいます)に蓄積される電子的価値(電子マネー)のこと。

(2) 加盟店

ゼウスが本サービスを利用して商品等の販売または提供を行うことを承認した法人または個人。

(3) 加盟店サイト

加盟店が構築・運営し、購入者に対して電子商取引の申し込みを誘引するインターネット上のサイトのことで

(4) 購入者

楽天 Edy カード等を保有する者で、楽天 Edy を所定の方法で提供・発行する会社より当該楽天 Edy カード等における楽天 Edy の使用について承認を受けた者。

(5) 商品等

加盟店の運営する加盟店サイトが販売する商品やサービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツおよび権利等。

(6) 売上代金

購入者が商品等の購入の対価として、本サービスにより楽天 Edy を使用して支払った代金。

(7) サービス開始日

加盟店が本サービスを問題なく利用できることを確認し、ゼウスが当該加盟店に対して本サービスにおけるシステムの本稼動設定を行った日のことです。

(8) 起算日

サービス開始日の属する月の翌月1日のことです。

(9) 開設契約金

加盟店が本サービスの利用を開始するためのシステムの設定その他の事務処理に関して加盟店に課金される料金。

(10) システム利用料

加盟店が本サービスを利用する期間に対して固定の金額で加盟店に発生する料金。

(11) 売上処理料

本サービスを利用した楽天 Edy による支払について処理したデータ1件毎につき固定の金額で加盟店に発生する料金。

(12) 取引手数料

本サービスを利用した楽天 Edy による支払1件毎の金額に対して一定の割合で加盟店に発生する料金。

第2条(加盟店のゼウスへの委託業務)

1. 加盟店は、ゼウスに対し以下の各号の業務の処理を委託します。ゼウスは、加盟店が本規約を遵守することを条件としてこれを受託します。

(1) 本サービスを利用するために必要な楽天 Edy 社との手続きを処理する業務

(2) 購入者からの本サービスによる楽天 Edy を使用した支払の申込みを受付ける業務、購入者および加盟店に購入者による支払の結果を通知する業務

(3) 楽天 Edy 社から支払われる加盟店の売上代金を受領し、加盟店に支払う業務

- (4) 情報保全措置に関する業務
- (5) 上記各号の業務に付随する業務

2.ゼウスは、本規約の内容に従い、善良な管理者の注意をもって前項各号の業務を処理するものとします。

第3条(売上代金の支払)

1. ゼウスは、楽天 Edy 社から支払われる加盟店の売上代金を受領し、第4条に規定する売上処理料、取引手数料その他ゼウスと加盟店が差し引くことに合意した料金を差し引いた上で、加盟店に対して支払うものとします。
2. ゼウスは前項の金額を、別途定める振込日に加盟店の指定する金融機関口座に振り込みます。なお、振込日が金融機関休業日にあたった場合はその翌営業日を振込日とします。

第4条(本サービスの料金)

1. 加盟店は本サービスの対価として、ゼウスに対して所定の開設契約金、システム利用料、売上処理料、取引手数料その他ゼウスと合意した料金を支払います。
2. 開設契約金、システム利用料、売上処理料および、取引手数料の発生時期は以下の各号の通りとします。
 - (1) 開設契約金 :第8条の審査の結果、本サービスを利用できることが確定した旨の通知を行った日
 - (2) システム利用料 :起算日以降。なお、月の途中でサービスの提供が終了した場合、月末までの当該料金は返還されません。
 - (3) 売上処理料 :サービス開始日以降
 - (4) 取引手数料 :サービス開始日以降
3. 加盟店は、本契約の最初の更新を行う前に第27条第3項に基づき中途解約を行う場合は、最初の更新までに支払うべきシステム利用料を支払うこととします。
4. 本契約が中途解約または解除される原因が加盟店にある場合、ゼウスはすでに受領した開設契約金およびシステム利用料については、加盟店に返還しません。
5. 本条に規定する各種料金に関する振込手数料および公租公課は加盟店が負担します。

第5条(弁済の充当)

1. 加盟店がゼウスに対し本規約に基づく金銭債務について不履行が生じている場合、ゼウスは第3条で支払う金額から不履行が生じている債務の弁済に充当することができます。
2. 加盟店が本サービス以外のサービス(以下、「他サービス」といいます)についてゼウスと契約を締結している場合において、加盟店はゼウスが以下の各号に定める弁済の充当をすることについて了承するものとします。
 - (1) 他サービスにおける加盟店のゼウスに対する金銭債務について債務不履行が発生しているときは、ゼウスは、第3条においてゼウスから加盟店に支払われる金額から不履行が生じている債務の弁済に充当すること。
 - (2) 本規約に基づく金銭債務について債務不履行が生じている場合、他サービスにおいてゼウスから加盟店に支払われる金額から不履行が生じている債務の弁済に充当すること。

第6条(遅延損害金)

加盟店またはゼウスは、相手方が本規約に基づく契約における相手方に対する金銭債務の全部または一部の支払を遅延したときは、相手方に対し、法律に定められた利率による遅延損害金を請求することができるものとします。

第7条(申込)

新たに加盟店となろうと希望する者(以下、「加盟希望者」といいます)は、本規約の内容を承諾のうえで、以下の書面をゼウスに提出して、加盟を申請するものとします。

- (1) ゼウス所定様式によるサービス利用申込書
- (2) 前号のほか、楽天 Edy 社またはゼウスが要求する書類

第8条(審査)

ゼウスは、加盟希望者と本規約に基づく契約を締結するにあたり、加盟希望者の取扱う商品等の内容を審査し、

加盟店として適当とする場合は、本サービスの利用を認め、加盟店に通知します。ただし、楽天 Edy 社が不適当と認めた場合はこの限りではありません。

第9条(本サービス利用の開始)

- 1.ゼウスは、前条において本サービスの利用を認められ、第4条第2項1号の開設契約金の支払が確認できた加盟店に対して本サービスの利用に必要なシステムの設定を行うものとし、加盟店もそれに応じて必要なシステムの設定を行うものとします。
- 2.加盟店は、前項の設定にあたり、その作業を委託契約、請負契約等により自己に代わって第三者に行わせようとする場合は、自らの責任と費用をもってするものとし、ゼウスは一切これに関与するものではなく、何ら責任を負いません。
- 3.加盟店は、本サービスの利用を開始するにあたり、加盟店サイトで正しく本サービスが利用できるかを確認し、ゼウスにその結果を通知します。加盟店がゼウスに対して問題なく本サービスを利用できる旨の通知を行った場合、ゼウスは加盟店サイトとゼウス決済システムの設定を原因とした不具合に責任を負いません。

第10条(取扱商品)

- 1.加盟店は、本サービスにおいて、以下の商品等を取扱うことはできないものとします。
 - (1)法令または公序良俗に反しまたは反するおそれのあるもの
 - (2)犯罪行為を惹き起こすおそれがあるもの
 - (3)購入者、楽天 Edy 社、ゼウスまたは第三者の財産権(知的財産権を含む)、プライバシー、名誉、信用、その他の権利を侵害しまたは侵害するおそれのあるもの
 - (4)購入者、楽天 Edy 社、ゼウスまたは第三者を誹謗・中傷し、または差別するおそれがあるもの
 - (5)その他、ゼウスまたは楽天 Edy 社が不適当と判断するもの
- 2.加盟店は、加盟店の取扱う商品等が監督官庁その他の機関の許認可または届出を要する場合、これらの許認可または届出を必ず行うものとし、加盟審査申込時に速やかに許認可または届出を証する書面をゼウスに提出するものとします。

第11条(サイト上の表記)

- 1.加盟店は、加盟店サイトで購入者に対して宣伝広告を行うにあたり、以下の各号の事項を遵守します。なお、以下の事項に関してゼウスから訂正または削除の要求がある場合は、直ちにこれに従います。
 - (1)電気通信事業法、特定商取引法、消費者契約法、景品表示法およびその他関連する法律の定めに従わないこと。
 - (2)購入者の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと。
 - (3)特定商取引法の遵守のため、以下の表示をすること。
 - ①加盟店の名称、住所、屋号・商号、電話番号、電子メールアドレス
 - ②責任者名および責任者への連絡方法
 - ③商品の金額、送料、その他必要とされる料金
 - ④商品の引き渡しまたは提供時期
 - ⑤商品の返品・取消に関する説明
 - (4)その他法令等により表示が義務づけられた事項およびゼウスが重要と判断する事項
- 2.加盟店は、購入者からの苦情・問い合わせ等に対応する窓口を設置し、当該窓口で受け付ける苦情・問い合わせに対して第17条に規定する通り、速やかに対応するものとします。

第12条(サイトの構築)

- 1.加盟店は、自己の費用をもって、自己の管理下にあるコンピュータを用いて、購入者に対し対象となる商品等の宣伝広告および売買取引契約に必要な情報の送受信のためのサイトを構築するものとします。
- 2.加盟店は加盟店サイトを構築、運営するにあたり、ゼウスの提示するシステム設定マニュアルに従った設定を行い、維持します。
- 3.加盟店の商品提供方法、サービス内容等が特殊であり、前項で定めるシステム設定では本サービスを利用できない場合は、ゼウスは加盟店に対して別途設定方法を提示するものとし、前項にかかわらず、加盟店はゼウスから提示された設定方法に従うものとします。

4.加盟店サイトの設定が、第2項、第3項でゼウスから提示される設定方法と異なる場合、ゼウスは本サービスについて責任を負いません。

第13条(本サービスによる販売)

加盟店は、商品等を購入しようとする購入者がその対価を本サービスにより楽天 Edy を使用して支払うことの申込みを受けた場合は、本条に定める手順に従い購入者に対し商品等を販売または提供するものとします。

- (1)加盟店は、購入者の楽天 Edy を使用した支払が正常に完了した旨の表示をゼウスの提供する管理画面により確認し、購入者に対し商品等を提供するものとします。
- (2)加盟店は前号の場合、提供した商品等に対する対価が購入者によって弁済されたものとして扱うものとします。
- (3)前号の後、加盟店と購入者との間の売買契約等に無効・取消・解除等が発生した場合、加盟店はゼウスの定める手続きに従って対応することとします。

第14条(取引制限および不利益扱いの禁止)

1.加盟店は、以下の場合を除き、購入者による本サービスによる楽天 Edy を使用した支払の申込を制限してはならないものとします。

- (1)購入者がゼウスの定める本サービスによる楽天 Edy を使用した支払可能額の下限・上限金額の範囲を超えた申込をした場合
 - (2)加盟店が、ゼウスまたは楽天 Edy 社における本サービスの利用に必要なシステムを利用できない場合
- 2.加盟店は、楽天 Edy を使用した支払に関して、他決済手段と異なる代金を請求するなど、購入者に不利益となるような差別的な扱いを行ってはなりません。

第15条(楽天 Edy による支払の取消)

1.ゼウスは、以下の各号に定める場合、購入者からの本サービスによる楽天 Edy を使用した支払の取消および使用された楽天 Edy の返還に相当する業務その他適当な措置を任意に講ずることができ、加盟店はこれに応じなければならないものとします。

- (1)加盟店と購入者との間の契約が履行されないとゼウスが判断した場合
 - (2)購入者の意思に反する申込みであるとゼウスが判断した場合
 - (3)その他ゼウスが何らかの措置をとる必要があると判断した場合
- 2.前項の措置を講じた場合には、ゼウスは、加盟店に対して既に支払った売上代金の返還および別途取消手数料を請求できるものとし、第3条の定めに従ってゼウスから加盟店に支払われる売上代金からこれを差し引くことができるものとします。また、加盟店が被った損害について、ゼウスは何らの責任も負わないものとします。

第16条(禁止行為)

1.加盟店は、本サービスの利用にあたり、以下の各号の行為をしてはならないものとします。

- (1)楽天 Edy 社、ゼウスの財産権、プライバシー、名誉、信用その他の権利を侵害する行為
 - (2)楽天 Edy 社、ゼウスを誹謗中傷し、不利益等を与える行為
 - (3)楽天 Edy に関して電磁的記録を不正に作出する行為
 - (4)楽天 Edy 社またはゼウスの電気通信設備に権限なくアクセスを試みる行為
 - (5)楽天 Edy 社またはゼウスに対して意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
 - (6)情報主体に無断で第三者の個人情報を収集する等個人情報保護法等に違反する行為
 - (7)本サービスをはじめとして、楽天 Edy 社またはゼウスの事業の運営に支障をきたすおそれのある行為
- 2.ゼウスは加盟店が前項各号に違反する場合、加盟店に対し違反を是正するための適当な措置を求めることができるものとします。

第17条(トラブル対応)

1.加盟店が本サービスを利用して販売または提供した商品等に関し、購入者との間で商品等の瑕疵、数量不足、その他紛争が生じたとき、または商品等に関するその他のクレームまたはアフターサービスについては、その一切を加盟店が自己の責任と費用をもって対処するものとします。

2. 前項にかかわらず、ゼウスが加盟店と購入者との間の紛争に対応せざるを得ない場合、ゼウスは加盟店に対し事前事後を問わず紛争処理にかかる合理的な費用を請求することができるものとします。

第 18 条(調査)

1. ゼウスは、加盟店と本規約に基づく契約を締結した後においても、本規約で定める事項について調査することができるものとし、加盟店は、本項の調査に関し必要な協力をしなければならないものとします。
2. 前項の調査の結果、加盟店が本規約に違反するとゼウスが判断した場合、ゼウスは加盟店に対して変更その他適当な措置を請求することができ、加盟店は自己の責任と費用をもってこれに応じなければならないものとします。なお、ゼウスが加盟店に対して新たな禁止事項・遵守事項を通知した場合には、第 31 条 1 項に定める期間経過後に本規約と同等の効力をもつものとします。

第 19 条(楽天 Edy 等の偽造・変造)

加盟店は、以下に該当する事態が生じた場合は、直ちにゼウスに通知し、ゼウスの指示に従うものとします。

- (1) 購入者が使用する楽天 Edy が、偽造・変造または不正使用されたものであること、またはその疑いがある場合。
- (2) その他、本サービスに係る不正使用の疑いがある場合。

第 20 条(反社会的勢力の排除)

1. 加盟店およびゼウスは、相手方に対し、現在および将来において、次の各号のいずれにも該当せず、かつ次の各号のいずれに該当する者とも取引関係(相手方との信頼関係を破壊する程度の取引関係に限る)を有しないことを表明し保証するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - (6) 社会運動もしくは政治活動を偽装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人
 - (8) 前各号に該当しなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (9) 法人の場合、株主・役員その他実質的に法人の全部または一部を支配する者が前各号に該当する法人
 - (10) その他前各号に準ずる者
2. ゼウスおよび加盟店は、相手方に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてゼウスの信用を毀損し、またはゼウスの業務を妨害する行為
 - (5) 犯罪行為の対価の支払手段とする目的、または犯罪行為により得た資金を正当な取引で得た資金であるかのように見せかける目的(マネーロンダリング)で本サービスを利用する行為
 - (6) その他前各号に準ずる行為
3. 加盟店およびゼウスは、相手方が前 2 項に違反すると合理的な疑いがある場合には、速やかに違反の有無につき、相手方の調査を行うことができるものとし、相手方はこの調査に協力し、相手方から求められた事項について、客観的・合理的な範囲内でこれに応じ報告する義務を負います。この場合、加盟店およびゼウスは、相手方が前 2 項に違反しないと合理的に判断できるまでの相当期間、本規約に定められた義務の履行を留保できるものとします。

4. 加盟店およびゼウスは、相手方が前 3 項に違反したことにより損害を受けた場合、本規約に従い相手方に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。

第 21 条(契約の解除)

1. ゼウスおよび加盟店は、相手方が本規約に違反し、相当期間を定めて催告したが改善がなされなかったときその他、以下の各号のいずれかに該当する場合、本規約に基づく契約の全部もしくは一部を解除できるものとします。
 - (1) 自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、およびその他支払い停止となったとき
 - (2) 裁判所により差押、仮差押、仮処分等の命令が発せられたときまたは抵当権等の担保権の実行を受けたとき
 - (3) 破産・民事再生・会社更生・特別清算の申し立てを受け、またはこれらの申し立てを自ら行ったとき
 - (4) 前 3 号に準ずるほど支払能力が極度に低下したと判断できる相当の理由が認められるとき
 - (5) 相手方への業務妨害に相当する重大な背信行為があったとき
 - (6) 法令に違反し、公的機関から処分を受けたとき
 - (7) 第 20 条第 1 項もしくは第 2 項の表明保証に違反したと判断できる相当の理由が生じた場合、または同条第 3 項の協力・報告義務を怠った場合
2. ゼウスは、加盟店に次の各号に定める事由のいずれかが発生した場合、直ちに本契約を解除し、または、当該事由の発生に伴い生じた問題を解消するためにゼウスが適当と判断する措置を講じることができます。この場合において、ゼウスは、当該措置を講じるために要した費用を加盟店に請求することができます。
 - (1) 本規約をはじめとする加盟店サイトに規定されるルールに従った商品提供が行われない旨の苦情が楽天 Edy 社または購入者からあったとき
 - (2) ゼウスまたは楽天 Edy 社が加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると判断したとき
 - (3) 法令の改定や官公庁の通達、楽天 Edy 社の規則変更等により、加盟店の行う電子商取引が本サービスを利用して行えなくなったとき
 - (4) 加盟店が取り扱う商品に関する購入者からの苦情、損害賠償請求等が著しく多いとゼウスが判断したとき
 - (5) 事前に届けられた加盟店の住所、電話番号またはメールアドレスを用いてもゼウスが加盟店に連絡を取れないとき
 - (6) その他、ゼウスが加盟店として不相当と判断したとき
3. ゼウスは、前 2 項各号に該当する場合、本サービスの利用を停止することができるものとし、このために生じた委託業務の処理の停止については、ゼウスは一切の責任を負いません。
4. 本条に基づく解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第 22 条(非保証)

ゼウスは、以下の各号を何ら保証するものではありません。

- (1) 本サービスが他人の権利を侵害しないこと
- (2) 加盟店の利用目的に適切または有用であること
- (3) 楽天 Edy 社またはゼウスの本サービスにおけるシステムの作動が中断されないこと
- (4) 加盟店の端末機および当該端末機にインストールされているソフトウェアに悪影響を及ぼさないこと
- (5) その他本サービスの提供による影響があること

第 23 条(商号等の使用)

1. 加盟店は、楽天 Edy 社およびゼウスの商号、商標、ロゴ等を、本規約に基づく契約の有効期間中、ゼウスの定める方法および範囲内で使用することができるものとします。
2. 加盟店は、プライバシーマーク等各種規格について加盟店が取得していない商号、商標、ロゴ等を一切表示してはなりません。

第 24 条(損害賠償)

1. 加盟店およびゼウスは、相手方の故意又は重大な過失に基づく損害を被った場合、相当因果関係の認められる範囲の損害の賠償を相手方に対して請求することができます。但し、特別の事情によって生じた損害に

については、予見することの可能性に関わらずこの限りではありません。

2. 加盟店およびゼウスが、電気通信回線の通信不能、地震等の自然災害等それぞれの支配が及ばない事情により本規約に定める義務が履行できなかつた場合は、前項の損害賠償の責任は負いません。
3. ゼウスは、保守点検を目的としてゼウス決済システムを停止することができるものとし、このために生じた委託業務の処理の停止については、何らの責任を負いません。なお、ゼウス決済システムの停止は、加盟店に対してあらかじめ停止の時期を文書または電子メールで通知した上で行うよう努めますが、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 25 条(届出事項・経済条件の変更)

1. 加盟店は、ゼウスが予め定めた方法と書式に従って自らの情報をゼウスに届け出るものとし、当該届出事項に変更が生じた場合も、直ちに所定の変更の手続きをとることとします。
2. 加盟店は、前項の届出を怠った場合、その不利益は加盟店が負担するものとし、ゼウスからの通知が不到達となっても通常到達すべき時に到達したものとみなされることを予め異議なく承諾するものとし、
3. 加盟店がゼウスに対して支払う第 4 条に規定する本サービスの料金は、双方の合意を示す文書によってのみ変更されます。ただし、加盟店にのみ利益となる変更はゼウスの記名捺印のある文書によっても行うことができます。

第 26 条(契約上の地位および債権債務譲渡禁止)

ゼウスおよび加盟店は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本規約に基づく契約より発生する債権債務および契約上の地位につき、第三者に譲渡、担保に供することはできないものとします。

第 27 条(契約期間)

1. 本規約に基づく契約は、所定の方法で加盟店が申込を行い、これをゼウスが承諾したとき(以下、「締結日」といいます)に成立します。
2. 本規約に基づく契約は、前項に定める締結日に発効し、起算日から 1 年間有効とします。ただし、加盟店またはゼウスが契約満了日の 2 ヶ月前までに書面による更新の拒絶を行わないときは、さらに同内容で 1 年を更新し、以後はこの例によるものとします。
3. 加盟店およびゼウスは、その希望する解約月の 2 ヶ月前までに相手方に書面で通知を行うことでいつでも解約を行うことができます。なお、解約の効果は解約月の末日に発生し、システム利用料に関しての日割り計算による精算は行いません。
4. 本規約に基づく契約が終了した場合であっても、本規約に基づきその終了のときにすでに発生している債権債務がある場合、本規約に基づく契約は当該債権債務の範囲でのみ履行の完了まで有効に存続します。

第 28 条(その他事由による契約終了)

本規約に基づく契約は、以下の各号に該当する事由が発生した場合、当然に終了するものとします。

- (1) 楽天 Edy 社が、楽天 Edy に関する事業を中止して、再開しないことを決定した場合
- (2) 理由の如何を問わず、楽天 Edy 社とゼウスとの間の本サービスに関する契約が終了した場合

第 29 条(支払の留保)

1. ゼウスは、以下の各号に定める事由が生じた場合、加盟店が負担すべき金銭の弁済に充てるため、加盟店に支払うべき金額の全部または一部を原則として 6 ヶ月間留保することができます。
 - (1) 第 20 条、第 21 条第 1 項各号及び第 2 項各号に定める事由が発生した場合
 - (2) 理由の如何を問わず本規約に基づく契約が終了した場合
2. 前項で定めた支払留保期間中、加盟店がゼウスに対して負担すべき金銭が発生した場合、ゼウスは前項で支払いを留保した金額をこれに充当することができます。
3. 前項で発生した金銭の総額が第 1 項でゼウスが留保した金額を超過する場合、ゼウスは当該不足金額につき別途請求するものとし、加盟店は支払期日までに不足金額をゼウスに支払います。
4. ゼウスは第 1 項で支払を留保した金額につき、第 1 項に定める期間満了後、第 2 項で支払いに充当した額を控除したうえでゼウスが定める方法に従って加盟店に返還します。なお、ゼウスが本条で留保した金額につい

て利息等は発生しません。

第 30 条(機密保持義務、個人情報の取扱)

1. ゼウスおよび加盟店は、本規約に基づく契約により知り得た相手方または楽天 Edy 社の技術情報、事業戦略、提携企業等に関する一切の機密情報を相手方または楽天 Edy 社の事前の書面による承諾なくして第三者に開示してはならないものとします。ただし、ゼウスが、裁判所、警察その他公的機関からの照会等に応じる場合はこの限りではありません。
2. ゼウスおよび加盟店は、個人情報の保護に関する法律およびそれに関連するガイドライン(以下、「個人情報保護法等」という)に従い、利用目的を公表する等、個人情報取扱に関して適切な措置をとらなければならないものとします。
3. 加盟店が、サイト運営に必要な業務を第三者に委託する場合、秘密情報・個人情報が漏洩しないよう当該第三者を適切に監督・指導する責任を負うものとします。
4. ゼウスおよび加盟店は、機密情報および個人情報に関し、善良な管理者としての注意をもって取扱うものとします。
5. 本条は、本規約に基づく契約の終了後も効力を有するものとします。

第 31 条(規約の変更)

1. ゼウスは、本規約を変更する場合、変更予定日の1ヶ月前までに加盟店に対し変更内容の通知又は新規約を提示します。但し、やむを得ない事情がある場合には、ゼウスは本期間を短縮することができます。加盟店が変更予定日の5営業日前までに次項に定める措置をとらなかった場合、加盟店は新規約を承認したものと、以後、新規約が適用されます。
2. 前項の規約変更において、加盟店が変更予定日の5営業日前までに異議を申し出、解約の意思表示をした場合には、ゼウスはその5営業日後までに解約の手続きを行うものとします。

第 32 条(通知)

1. 前条を除くほか、本規約に関するゼウスの加盟店に対する通知は、加盟店がゼウスに対し届け出た連絡先に対して書面による送付、ファックスによる送信、電子メールによる送信またはゼウスのホームページに掲載する等ゼウスが適当と判断する方法によって行うものとします。
2. ゼウスが前項の通知をホームページに掲載する方法で行なった場合、その通知は、ゼウスが通知内容を含むデータをホームページにアップロードしたときに到達したものとみなします。

第 33 条(準拠法)

本規約の解釈及び適用は日本法によります。

第 34 条(管轄)

本規約に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 35 条(協議)

本規約に定めのない事項、本規約の解釈その他に疑義がある事項が生じた場合、ゼウスおよび加盟店は、双方誠意をもって協議し、解決するものとします。

付則 本改正規約は 2016 年 6 月 13 日より施行します。